

公募型プロポーザル実施の公示

2026年6月12日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和8年度万博レガシー事業

「関西観光コンテンツ集」を活用したOTAに対するコンテンツ流通環境整備に関わる事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の目的

万博レガシーとして「KANSAI」の認知度を更に高め世界に定着させるため、関西2府8県が有する歴史・伝統・文化・自然などの多様な観光コンテンツを、インバウンド客が利用する主要OTAを通じて継続的に流通させる環境を整備する。訪日インバウンド市場の成熟（アジア圏市場の高頻度リピーター化および長期滞在を伴う欧米豪市場の拡大）を好機と捉え、OTAを活用して関西2府8県全域の観光コンテンツを「面」として提案し、流通環境を整備する。これにより大阪・京都に集中しがちな訪日客を関西全域へ誘う広域周遊を促進し、関西全域の持続的な社会の発展と経済への貢献を図ることを目的とする。対象とする観光コンテンツは2025年度までの「万博プラス関西観光推進事業」で収集・整備した関西2府8県のコンテンツに加え、本年度新たに拡充する観光コンテンツとする。

(3) 事業の概要

①OTAに関する情報整理とOTAの選定

②OTAでの販売に意欲的な観光コンテンツ事業者情報をOTAへ提供

③OTAサイトへの掲載・販売の働きかけ

※ 詳細は添付の仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

16,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当：殿垣内、上山、本城

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2026年6月12（金）～2026年6月26日（金）17：00まで

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領

<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/（募集要領）.pdf>

仕様書

<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/（仕様書）.pdf>

評価要領

<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/（評価要領）.pdf>

評価基準

<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/（評価基準）.pdf>

様式 1～5

<https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/06/（提案様式 1～5）.docx>

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026年6月26日（金）17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記（1）に同じ。

募集要領に基づき正本1部（社名あり）・副本5部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2026年6月19日（金）17:00まで ※メールでのみ受付

（件名に「関西観光コンテンツ集事業」に関する質問と付記）

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上